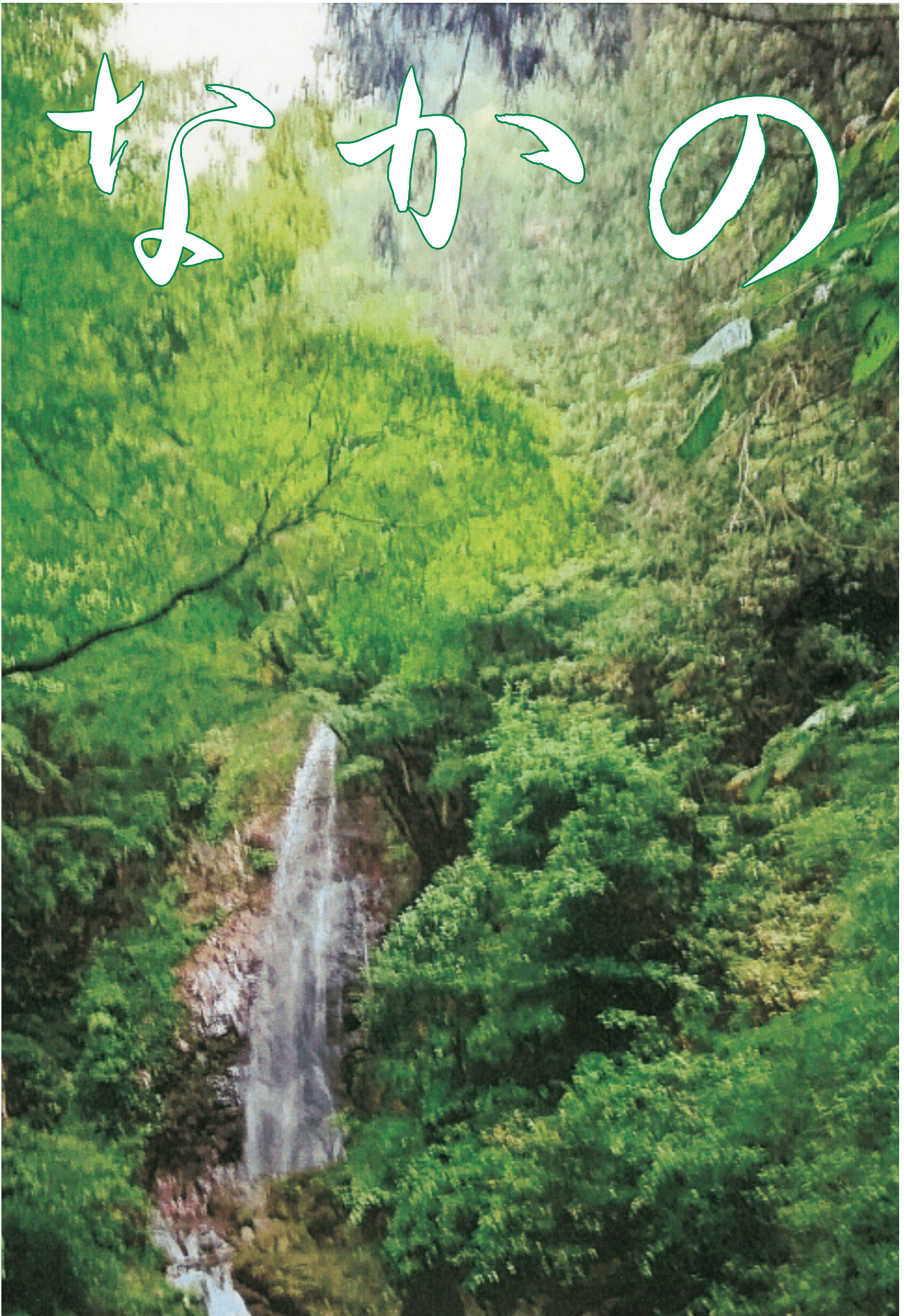


なかの



Vol. 241

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (5～7月行事予定表)



※下記の予定は、4月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
5月	9日(月)	13:00～17:00 無料法律相談	法 人 会 館	
	10日(火)	16:30～17:00 正副会長会	中野 サンプラザ 11F サネモルーム	
	//	17:00～18:00 理事会	中野 サンプラザ 11F サネモルーム	
	11日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	12日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	法 人 会 館	
	13日(金)	16:00～17:00 オンラインセミナー(税制改正)	法人会館+WEB	
	16日(月)	16:00～17:00 オンラインセミナー(税制改正)	法人会館+WEB	
	24日(火)	15:00～16:00 ◆東法連・理事会	明 治 記 念 館	会長
6月	1日(水)	13:00～17:00 無料法律相談	法 人 会 館	
	2日(木)	16:30～17:15 (第1部)第11回通常総会 16時～受付開始	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	//	17:25～18:00 (第2部)感謝状贈呈式	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	
	3日(金)	16:00～17:30 中野法人会経営塾第一弾(税制改正)①	WEB+法人会館	
	//	16:00～17:30 (共催)青年部会・第568回研修会	WEB+法人会館	
	6日(月)	16:00～17:30 中野法人会経営塾第一弾(税制改正)②	WEB+法人会館	
	//	16:00～17:30 (共催)女性部会・第334回研修会	WEB+法人会館	
	7日(火)	13:30～16:00 書き方説明会	法 人 会 館	
	10日(金)	16:00～17:00 中野税務懇談会	署・別館2階会議室	
	13・14・15日	13:30～15:30 第45回初歩の簿記講習会Aコース	法 人 会 館	
	15日(水)	15:00～18:30 ◆東法連・第10回通常総会・記念品贈呈式	明 治 記 念 館	
	16・17日	13:30～15:30 第45回初歩の簿記講習会Bコース	法 人 会 館	
	22日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	24日(金)	16:00～17:00 常任理事会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:00～18:00 第23回健康セミナー(講師:岩切理歌氏)	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
7月	1日(金)	13:00～17:00 無料法律相談	法 人 会 館	
	//	14:00～ 社会を明るくする運動・駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	6日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	7日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	法 人 会 館	
	12・13・14・15日	9:00～14:00 生活習慣病健康診断	中野 サンプラザ 7F 研修室10	
	13日(水)	13:15～&15:00～ 第5回パソコン会計セミナー(弥生会計)	法 人 会 館	
	14日(木)	13:30～16:00 第5回パソコン会計セミナー(PCA会計)	法 人 会 館	

「5/13&5/16 オンラインセミナー」「6/3&6/6 経営塾第一弾」「第45回初歩の簿記講習会」「第23回健康セミナー」「7/13 パソコン会計セミナー(弥生会計)」「7/14 パソコン会計セミナー(PCA)」は、同封の案内をご覧ください。(只今、申込受付中!)

5月号の目次

2022 VOL.241

本部だより：活発な事業を展開

- (確定申告・事業承継・ボウリング大会) 3
- (お知らせ) 無料法律相談 3
- 知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士) ... 3・4
- 知っとくと得情報(中野法人会・生活習慣病健診診察) 6・7
- 知っとくと得情報(東法連・貸倒保証制度) 8
- 税務署だより(キャッシュレス納付)(振替納税、ダイレクト納付) 9・10
- 税務署だより(2022年度税務職員採用試験のお知らせ) 11

- 都税だより(自動車税種別割の納期案内) 11
- 中野区だより(アール・ブリュット展他)・ANTENNA® 12
- 令和3年度・新入会員 13
- 本部だより(委員会・理事会の開催)(全法連・東法連関係) 13
- 本部だより(自主点検チェックシート)(今後の行事予定) 14
- 部会だより(青年部会・女性部会) 15
- お知らせ(マル経融資：経営者大型総合保障制度) 16

●表紙(写真説明) 第20回フォト・コンテスト入賞『滝の如く』(東京都檜原弘沢) 宮治通信工業(株) 宮治誠人 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388) 6896 FAX(3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381) 1423 FAX(3381) 1743

本 部 だ よ り

2月度恒例:活発な事業を展開!!

中野法人会経営塾：第四弾・第五弾
福利厚生事業・親睦ボウリング大会



横山会長 柴野公益事業委員長 大月税制税務委員長 宮治厚生共益事業委員長

2月3日 中野法人会経営塾 第四弾 “確定申告” (於：法人会館+WEB)

2月3日、法人会館とWEBを活用して、『中野法人会経営塾第四弾“確定申告”』の研修会が開催されました。

講師に、中野税務署・個人課税の脇村審理上席様をお迎えして『サラリーマンの確定申告』



～ 参加された皆様 ～



挨拶：横山会長

について、研修して頂きました。

今年度は、大きな改正はありませんが、基本的な事柄を懇切丁寧に話して頂きました。

特に、e-Taxの利用スマートフォンからも“確定申告”が可能になったので、会場に出向かず、ネット利用で申告をして頂きたいと力説されました。尚、令和5年1月から、申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されるそうです。

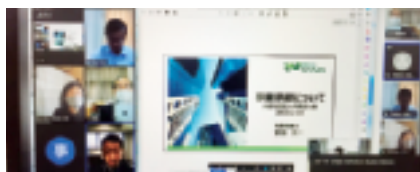


講師:脇村上席様

2月14日 中野法人会経営塾 第五弾 “事業承継” (於：法人会館+WEB)



～～ 参加された皆様 ～～



～～ WEBで参加された皆様 ～～

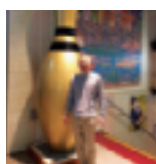


～～ 講師の齊藤英一氏 ～～

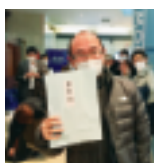
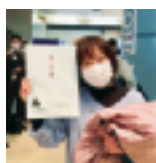
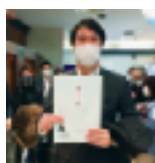
2月9日 中野法人会福利厚生事業 第三弾 “ボウリング大会” (於：サンプラザボウル)



～～ 会場のサンプラザボウル ～～



優勝：滝口氏



準優勝：渡邊氏 第三位：内山氏 当日賞：谷津様 B・B賞：橋本氏 ～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～



中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時：5/9(月)、6/1(水)、7/1(金)、8/1(月) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件：45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、前号240号では、令和4年4月から暮らしに関する制度が色々変わることをお伝えいたしましたが、今回も変更となる制度の詳細と前号の追加説明を行います。

1. 成年年齢が18歳（4月から）になると

民法が定める成年年齢には、①一人でも有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。**未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことができる（未成年者取消権）**ことになっています。そのため、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳から19歳に達した者は未成年者扱いにならず、親の同意なしに携帯電話の契約やローン等を組めることになります。さらに、自分一人で契約ができるようになると、色々な勧誘・誘惑に接する機会が増え、悪徳商法の被害に遭うリスクが高まるかもしれません。今後は、18歳から19歳の若年者が過大な債務を負うことのないように、契約に当たっては十分な注意が必要なことを周知しなければなりません。

2. 男性版産休の新設

令和3年6月、「育児・介護休業法」が改正され、男女とも仕事と育児が両立できるように、出生時育児休業制度新設などが行われました。

1. 出生時育児休業制度〔産後パパ育休〕の創設
男性が子の出生後8週間以内に、4週間まで2回に分割して取得できる、いわゆる「男性版産休」と言われている新しい制度、「出生時育児休業制度」が創設されました。男性のスムーズな育休取得を支援することを目的に、令和4年10月1日から取得できることになりました。
2. 育休を所得しやすい環境作り〔義務化〕
現行の育休制度では特別な規定のなかった出産前後の労働者に対する雇用環境整備や、努力義務にとどまっていた個別周知などが、令和4年4月1日から義務化され施行されています。

ます。未だ「育休は女性が取得するもの」という認識が根深く残る企業も多く、男性の育休取得の高い壁になっているのが現状でした。企業側からのアクションを義務化することで、女性はもちろん、比較的取得が伸び悩んでいる男性の育休取得率の向上に寄与します。

3. 有期雇用労働者の育休取得要件が緩和

パートや派遣などの有期雇用の場合、育休取得にプラスの要件がありましたが、今回の改正でその条件が緩和されたため、辞めざるを得ない状況の改善が期待されます。具体的には、有期雇用労働者の育児休業取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上」が撤廃されたので、取得要件は無期雇用労働者と同じ、「子が1歳6ヶ月になるまでの間に契約が満了することが明らかでない」のみになりました。

4. 育休取得状況の公表〔義務化〕

従業員数1000人超の企業は、年1回育児休業等の取得状況を、令和5年4月1日から公表することが義務化されました。

3. 火災保険料が値上げと契約期間見直し

マイホームを購入した人や、賃貸マンションに住んでいる人の多くは、火災保険に加入しています。大手損害保険各社は、火災や自然災害の被害を補償する火災保険について、令和4年10月から10年契約を廃止し、最長5年ごとの更新にすることを決めました。通常なら長期契約するほど保険料は割安になりますが、近年は契約期間の短縮が続き、平成27年には最長契約が36年から10年に変更されていました。

火災保険は、火災のほか台風や豪雨などの自然災害による被害も補償していますが、**最近は大規模な災害が相次いだことにより保険金の支払いが急増し収支が悪化していることから、大手損害保険各社は火災保険の契約期間の見直しを決めました。**背景には、自然災害リスクの長期的な評価が難しくなったことにあります。損害保険各社としては、更新までの期間を短くす

ることで保険料を値上げしやすくなる狙いがあると思われます。台風や豪雨で大規模な被害が発生しているのは、地球温暖化と築古物件の増加が原因であるといわれています。地球温暖化で気温が上昇すると、雨の降らない日が増える反面、一度に大量の雨が降りやすくなって河川の氾濫や洪水などの被害が発生しやすくなるといわれています。また築古物件は、新築や築浅の物件よりも、建物や設備が老朽化しているため自然災害で損害が発生しやすいようです。このような要因が重なり、火災保険の保険金支払額が増加して収支が悪化したため、保険料が値上げされることになりました。

4. 自動車保険料が値下げ

自動ブレーキなどの先進安全技術の普及に伴って交通事故が減少していることを受け、保険会社が自動車保険料の目安としている参考純率が引き下げられたことにより、令和4年1月から自動車保険料が値下げされています。

自動車保険をはじめ損害保険の保険料は、損保会社が会員の損害保険料率算出機構から発表される参考純率をもとに各社が決めます。参考純率は、損保会社から収集した大量の契約や支払いのデータのほか、各種の外部データを活用して算出されます。

参考純率を利用する、しないは各社の判断に任されており、商品設計に応じ修正して使用することや、独自に料率を算出することも認められています。参考純率が利用されるのは、事故などの保険金の支払いに充てられる純保険料の部分です。加入者の支払う保険料は、純保険料に保険事業を営むための付加保険料がプラスされており、各社が独自に決めています。令和3年9月に発表された自動車保険の参考純率は、平均で3.9%引き下げられました。これは、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した自動車）の普及などを背景に交通事故が減っており、今後も減少傾向は続くとの判断から、損保会社は保険料引き下げに踏み切りました。

自動車保険の補償対象は「ヒト」と「モノ」に分けられますが他人を死傷させた場合は対人賠償責任保険、他人のモノを壊した場合は対物賠償責任保険がカバーします。他人への大きな賠償責任を負った場合に備えるのが、自動車保険の最大の役割です。さらに、自身や搭乗者が死傷した場合は人身傷害保険、自分の車が壊れた場合は車両保険でカバーします。この4つが自動車保険の基本補償となっています。

「初鯉」



鯉の旬は年に2度あり、春から初夏にかけ黒潮にのって太平洋岸を北上する鯉を「初鯉」と呼び、秋の水温の低下に伴い、三陸あたりの海から関東以南へ南下してくる鯉を「戻り鯉」と呼びます。いずれも栄養豊富ですが、餌をたっぷり食べている「戻り鯉」は脂がのっているのに対し、「初鯉」はさっぱりしているのが特徴です。

江戸中期の俳人山口素堂の句に「目には青葉 山ほととぎす 初鯉」があります。春から夏にかけ江戸の人々が最も好んだものを視覚の「青葉」、聴覚の「ほととぎす」、味覚の「初鯉」で詠んでいます。江戸っ子の間では初夏に出回る「初鯉」を食べるのが粋の証でした。

5月の税務と労務

- ・ 国税／国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・ 国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・ 国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・ 国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・ 国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・ 国税／特別農業所得者の承認申請 5月16日
- ・ 地方税／自動車税・鉦区税の納付 都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・ 国税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・ 国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・ 国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・ 国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・ 国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・ 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分） 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・ 労務／児童手当現況届（市町村役場に提出） 6月30日

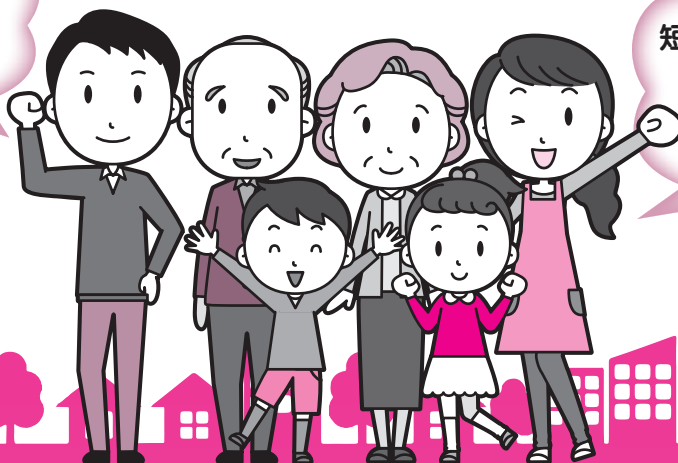
知つとくと **得** 情報 =生活習慣病 健康診断=

公益社団法人
中野法人会

2022年

健康診断 のご案内

ワクチン接種により、
抗体検査は
ますます重要に
なります！



充実の内容を
短時間で受診頂けます
(約2時間)

会員特別料金
法人会おすすめ！

自身とご家族の安心のために

健康診断を受けましょう！

健診日・健診会場

2022年7月12日(火)・13日(水)・14日(木)・15日(金)
中野サンプラザ研修室10(7階 西側エレベータ)
(中野4-1-1 中野駅北口下車)

受付時間

9:30~11:00(定期健康診断 14:00~15:00)

●お申込み・お問い合わせは

一般財団法人 **全日本労働福祉協会** 〒143-0016
東京都大田区大森北1-18-18 3F

■お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部 TEL: 03-5767-1714

受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~17:00

■検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

データ管理部健康支援課 TEL: 03-5767-6162

受付時間(平日): 9:00~12:00、13:00~16:30

知つとくと **得** 情報 =生活習慣病 健康診断=

《 2022年 中野法人会 生活習慣病健康診断のご案内 》

当会では、昨年に引き続き1日人間ドック形式により、生活習慣病健診を実施いたします。
格安な会員特別料金で、所要時間も約2時間と短時間で効率良く受診することができます。
 ぜひ、経営者ご本人様、さらに従業員・パート及びご家族様のご利用をお待ちしております。
 また、各コースとも「労働安全衛生法」に基づく「一般定期健康診断」としてご利用できます。

実施日・会場 **2022年7月12日(火)・13日(水)・14日(木)・15日(金)**
中野サンプラザ研修室10(7階 西側エレベータ)(中野4-1-1 中野駅北口下車)
 ○頸動脈超音波検査実施日・・・7月12日(火)・13日(水)・14日(木)

申込締切日 2022年6月10日(金) ***受診要領発送日*** 2022年6月27日(月) ***次回健診予定*** 2023年3月
 3月13日(月)・14日(火)・15日(水)・16日(木)
受付時間 9:30～11:00(申込順に受付時間を割り振りいたします) ※最小人数に満たない日は他の受診日で
 受診いただく場合もあります。

健診コース & 料金表・・・詳しい項目内容などは別紙を参照ください

健診コース	一般料金(参考)	会員特別料金(税込)	健診コース	一般料金(参考)	会員特別料金(税込)
総合喀痰コース	54,600円	38,800円	総合コース	54,100円	38,300円
Aコース	28,700円	22,500円	Sコース	22,500円	17,700円

従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみ受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。
 セット料金につき、健診項目省略によるお値引きはございません。

オプション検査

オプション検査	会員特別料金(税込)	オプション検査	会員特別料金(税込)
アミノインデックス(血液中のアミノ酸濃度からガンである可能性を評価)	22,800円	MAST48mix(アレルギー検査)	15,400円
ロックス・インデックス Lox-index(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスク検査)	13,500円	ABC 検診(胃ガンリスク検診)	4,700円
頸動脈超音波検査 一般料金 13,500円	7,600円	CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー)	3,600円
女性健診	4,300円	前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)	3,600円
NEW 甲状腺検査(血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査)			4,900円
腸内フローラ検査	19,800円(税込)	腸内細菌を可視化できる検査です(採便後、ご自身でポストへ投函) ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください	
新型コロナウイルス抗体検査	6,600円(税込)	※単独で実施可能です ※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付	

※有機溶剤健診、じん肺健診等【特殊健診】も実施できます。ご利用下さい(別料金)

協会けんぽ(全国健康保険協会)

被保険者の皆様へ(35歳～74歳までの方)

上記会員特別料金より **7,529円** の費用補助が受けられます!!

総合喀痰コース 38,800円	総合コース 38,300円	Aコース 22,500円	が
自己負担額	31,271円	30,771円	14,971円

*受診時に協会けんぽの被保険者であることが必要です *年度内に1回限り利用が可能です *補助が受けられない場合、全額自己負担になります
 *胃部レントゲン検査は胃切除等を除き省略できません *Sコースは申し込み不可です *オプション検査は補助の対象外です
 *後からお申し出の場合は補助が受けられません *被保険者の方のみ対象となります、被扶養者(ご家族)の方は対象外です

＜＜定期健康診断 受付時間14:00～15:00＞＞ ※上記、協会けんぽ補助の対象外になります。

◆実施日 7月14日(木)・15日(金) 会場:中野サンプラザ研修室10

	一般料金(参考)	会員特別料金
基本定健	10,200円	9,200円

お申込みの流れ

①お申込み	②健診日確定	③受診要領発送	④健診料金お振込
締切日までにFAXまたはEメールで送信して下さい。締切日後のお申込みは、お電話下さい。	お申込締切日後、第1もしくは第2希望日のどちらかに、健診日が確定します。	宅急便にて発送いたします。書類が届かない場合はお問合せ下さい。	原則、受診要領に同封の郵便振込票にてお振込みをお願いします。

知つとくと **得** 情報 = 法人会 貸倒保証制度 =

法人会会員の皆さまへ

三井住友海上火災保険株式会社

法人会貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

食料品卸

お取引先が民事再生手続開始の申立て
を行い、債権者に対する被保険者の売掛
金債権が回収不能となった。

認定損害額 **民事再生**

668万円

Case ②

繊維・衣類・装身具卸

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手
形を出した。法的整理手続きの通知があ
り、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額 **不渡り**

1,000万円

Case ③

電気・設備工事

お取引先が民事再生手続の開始申立を
し、被保険者の有する売掛金債権が回収
不能となった。

認定損害額 **民事再生**

1,272万円

※適宜に記名プランで繰上り事故例です

お見積はカンタン

無記名包括プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全取引先を包括して保証対象とする「無記名包括プラン」で
保険料を計算し、ご案内します。

無記名包括プランは保険期間中の取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

保証対象の取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書に取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

保険料水準を
大幅に
見直しました!

税 務 署 だ よ り

国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください

税 国税庁



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より
納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

➡ **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご確認ください。



➡ **e-Taxの利用開始手続をする**

e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



➡ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

税 務 署 だ よ り



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信

そのまま自宅等で受取



**1
STEP**

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで
納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法に
ついては、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)に
ついて(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



**2
STEP**

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内
から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370 円です。



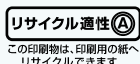
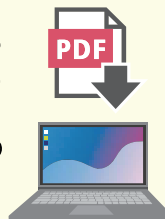
**3
STEP**

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDF ファイル)がダウンロードできる
ようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニ
エンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の
発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。

税 務 署 だ よ り

2022年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～ 適正かつ公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか
 税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇**受験資格** ①2022(令和4年)4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2019(平成31年)4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2023(令和5年)3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める者
- ◇**申込手続** ①申込方法 インターネット申込み…人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
 ②受付期間 令和4年6月20日(月)9時から令和4年6月29日(木)〔受信有効〕まで
 ③受験案内交付期間 令和4年5月6日(金)から令和4年6月29日(木)まで
 9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 ④受験案内交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務所(局)
 (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
- ◇**試験日** 第1次試験 令和4年9月4日(日)
 第2次試験 令和4年10月12日(水)から令和4年10月21日(金)までのうち指定された日時
 ※試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係 代表：03-3542-2111 内線2162

都 税 だ よ り

中野都税事務所

5月は自動車税種別割の納期です

納期限 5月31日(火)

令和4年度の自動車税種別割納税通知書は、**5月2日(月)**に発送します。

〈納付方法〉納期限までにお納めください。

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

スマホアプリ



クレジットカード

インターネットの専用サイト
から納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ページー にて
納税ができます。



コンビニ



窓 口

金融機関、郵便局、
都税事務所・都税支所・支庁、
都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口



～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

運輸支局等にて自動車税種別割の納税確認を行うことができます。ただし、確認まで最大10日程度かかりますので、車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付のうえ、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066(平日 9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法



中野区だより



～ 1/22～23 “アール・ブリュット展”を開催 ～

中野駅北口壁画アート 2/15～3/19 “おひなさま展” 歴史民俗資料館にて

18歳から「大人」

契約トラブルにご注意を

消費生活センター／1階 ☎(3389) 1191 FAX(3389) 1199

4月から、成年年齢が18歳になります。成人を迎えると、親権者の同意を得ずに契約できるようになるため、悪質商法の被害に遭わないように注意しましょう。

困った時は、消費生活センターに相談を。

消費者被害特別相談 「若者のトラブル110番」

SNSを通じた契約トラブルなどについて、消費生活専門相談員に電話で相談できます。

対象 区内在住・在勤・在学の方

日時 3月14日(月)・15日(火)
午前9時30分～午後4時



若者の事例 ①

脱毛サロンで「40万円支払えば永久に脱毛の施術が受けられる」と言われ契約した。肌に痛みが出たため解約を申し出たら、施術代と違約金で計10万円を請求された。契約書には、「6回目以降の施術は無償」との記載があった。



長期間の契約は、解約時も想定して慎重に。契約書面で有償の期間・回数・単価を確認しましょう。



若者の事例 ②

大学構内で男性に声を掛けられ、アンケートに回答。「謝礼を振り込むために必要」と言われ銀行の口座番号や暗証番号を教え、運転免許証の撮影にも応じた。後日男性に連絡したら消費者金融につながり、30万円の借金がされていた。



見ず知らずの相手に重要な個人情報を渡さないでください。

どう変わる?

**18歳で
できること
できないこと**

18歳でできること

- 親の同意なしでの契約
例：クレジットカードの作成、アパートを借りる、ローンを組んで車を買う
- 結婚(女性も18歳からに引き上げ)
- 国家資格の取得
例：公認会計士、司法書士、薬剤師 など



できないこと

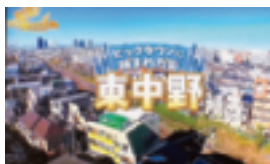
- 飲酒や喫煙
 - 競馬や競輪などの投票券の購入 など
- ☆今までどおり20歳から



ANTENNA by NakanoHoujinkai ㊼



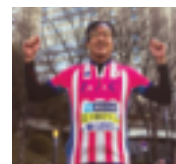
2/16～3/15 確定申告期間
(中野駅ガード下・夢通り)



2/19 アド街に東中野が...



～ 3/6 東京マラソン2021(吉田先生も参加されました) ～



令和3年度新入会員

第1支部(上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮)

㈱エムティオー経営財務研究所 若宮1-10-3
 (株)アドバンスM 鷺宮1-31-10-3F
 (株)O-Line 若宮3-3-16

第2支部(江古田・江原町・丸山・沼袋)

FBC (株) 江原町1-5-8-2F
 (株)SENC 江原町3-34-1HBビルF
 東京千曲産業(株) 江原町3-34-1
 (株)Beego 丸山2-12-19

第3支部(大和田・野方)

内海商事(株) 野方2-35-5

第4支部(新井3~5丁目・松ヶ丘・上高田)

合同会社セリンライフ 新井3-30-8-301
 (株)HOME TECH ONE 上高田4-34-5-102

第5支部(新井1~2丁目・中野4~6丁目)

合同会社tokimeki 新井2-19-4
 合同会社巧屋 新井2-36-5
 栗田総合サービス(株) 中野4-10-1

CY Watch (株) 中野5-52-15-124
 (株)セブンシーズ 中央1-21-15-402

第6支部(東中野)

P.A.D (株) 東中野1-50-2-B1F

第7支部(中野1~3丁目)

(一財)土木建築厚生会 中野2-12-11-2F
 スタイル&パートナーズ(株) 中野2-12-15-503
 (株)宝月空設 中野3-3-7
 (有)パルテック 中野3-30-15-101
 (株)グリーンクロウバー 中野3-30-15-101
 (株)ラクレル 中野3-34-2-2F

第8支部(中央3~5丁目・本町4~6丁目)

リヴウェル(株) 本町4-48-17-202

第9支部(中央1~2丁目・本町1~3丁目)

P.D.リサーチ(株) 本町2-54-13-5F
 (株)3point 中央2-15-6
 (株)池下設計 本町1-32-2-11F
 (株)AmiTA 本町1-32-4-5F

スカイ(株) 本町2-29-12
 富士Japan(株) 本町2-29-12

㈱ビー・アイ・エスデザイン研究所 中央5-38-13-B702

第10支部(弥生町・南台)

(株)s.h.o 翔 弥生町1-48-5
 (株)キンエイ 南台2-18-1-102
 (株)杉浦タイル 南台5-19-2
 CRAFT BRANDING(株) 南台5-25-6-406

賛助会員

吉田不動産 江古田4-16-16
 HAIR ATELIER YUI 野方5-19-13-2F
 (株)進 栄 府中市若松町4-2-3-102
 (株)かんぽ生命保険 西新宿1-26-2-13階
 鈴木セイ子 豊島区上池袋4-31-28-612
 NPO法人SUPLIFE 南大塚2-11-10-3F
 五十嵐恵子 本町4-47-1 2-1103
 からおけすなっく 陸 中央4-2-11-B1F
 風車(フウシャ) 中野2-26-10-5階

本部だより



3月4日 広報委員会



~~~~~ 3月8日 厚生共益・公益事業委員会 ~~~~~



3月11日 税制税務委員会



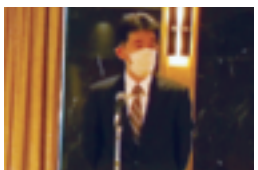
~~~~~ 3月10日 総務・組織委員会 ~~~~~



3月17日 理事会を開催(於: 中野サンプラザ)



挨拶: 横山会長



挨拶: 小崎副署長様



~~~~~ 参加された皆様 ~~~~~

## ◆全法連・東法連◆

2月15日 全法連・税制セミナー  
 (ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



講師: 青木孝徳氏



講師: 森信茂樹氏

3月4日 全法連・事務局セミナー  
 (ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



松崎専務理事



講師: 相澤英之氏



講師: 高幡 茂氏

3月10日 東法連・税制講演会  
 (於: 京王プラザホテル)



講師: 佐藤主光氏

『ポストコロナの政策構想: 経済・財政の運営のあり方について』と題して90分に亘り、とても内容の濃い話をして頂きました。

## 本部だより

### 中野法人会からのお知らせ

## 「自主点検シート」 入門編の内容

社内監査に「自主点検チェックシート」  
をご活用下さい。  
中野法人会事務局(☎3388-6896)  
にて配布しております。

全法連 検索

自主点検チェックシート

からもダウンロードできます。

#### 自主点検について

《目的》

企業を成長させるためには、内部統制及び経営能力の水準を向上させることが重要な要素と考えられます。  
経営者が「自主点検チェックシート」を有効に活用することを通じて、内部統制及び経営能力の水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待しています。

《自主点検の流れ》

点検担当者(経理責任者等)は、【点検項目チェック表】の「点検項目」について、点検してください。

※ 点検内容を詳しく知りたいときは、別冊「自主点検ガイドブック」を参照してください。  
※ 自社の成長につなげるために、点検は税理士等ではなく、自社で行いましょう。

点検した結果を、「点検欄」に「○」、「×」で記入してください。  
自社の該当しない項目や税理士等が確認している項目は「-」を記入してください。  
※ 一部でできないという場合には、自社の成長につなげるため、「×」をつけましょう。  
※ 点検回数は、自社の実情に応じて決め、継続して取り組みましょう。

「×」の項目について、その内容等を【点検結果記入表】に記入してください。

《点検結果を代表者に報告》

代表者は、【点検結果記入表】の点検結果から改善方針を策定し、今後の改善につなげていきます。

#### 自主点検チェックシートの記入方法

「点検項目」に基づいて自主点検し、その結果を「点検欄」に記入してください。

| 点検項目                         | 点検結果 | 点検欄 |
|------------------------------|------|-----|
| 1. 法人の目的・使命・ビジョンが明確に示されているか。 | ○    |     |
| 2. 経営方針が明確に示されているか。          | ○    |     |
| 3. 経営方針に基づき、具体的な施策が定められているか。 | ○    |     |
| 4. 経営方針に基づき、具体的な施策が実行されているか。 | ○    |     |
| 5. 経営方針に基づき、具体的な施策が評価されているか。 | ○    |     |

点検結果が「×」の場合は、その内容を【点検結果記入表】に記入してください。

| 点検結果記入表 (4月 1日点検分) |                       | 点検担当者: ○○ ○○ |
|--------------------|-----------------------|--------------|
| 項目番号               | 点検結果                  | 代表者記入欄       |
| 2                  | 金庫に保管しているが、密封していなかった。 | 改善方針         |

代表者は、改善方針を策定し、これを点検担当者に指示してください。

| 点検結果記入表 (4月 1日点検分) |                       | 点検担当者: ○○ ○○ |
|--------------------|-----------------------|--------------|
| 項目番号               | 点検結果                  | 代表者記入欄       |
| 2                  | 金庫に保管しているが、密封していなかった。 | 改善方針         |

### 今後の行事予定

#### 第45回初歩の簿記講習会

日程: (Aコース) R4年6月13~15日  
(Bコース) R4年6月16~17日  
両日程とも13:30~15:30  
会場: 法人会館2階会議室  
講師: 吉田信康先生(税理士・吉田税理士事務所代表)  
※ 先着15名とさせていただきますが、参加者が多い場合には、会場を中野サンプラザに変更して実施致します。その際には、参加希望者へ事前連絡をさせていただきます。

#### 第23回健康セミナー ~フレイルを予防するために~

日程: R4年6月24日(金)  
17:00~18:00  
会場: 中野サンプラザ13F  
スカイルーム  
演題: 健康長寿の秘訣  
講師: 岩切理歌氏  
(東京都健康長寿医療センター部長)

#### 第5回初めてのパソコン 会計入門(弥生会計)

日程: R4年7月13日(水)  
13:15~&15:00~  
会場: 法人会館  
講師: 吉田信康先生(会員)  
(税理士・吉田税理士事務所代表・弥生会計インストラクター)

#### パソコン会計セミナー (PCA会計)

日程: R4年7月14日(木)  
13:30~16:00  
会場: 法人会館  
講師: 中川樹一郎氏  
(株式会社シンクキュー代表  
PCA会計インストラクター)  
※ 後半で「電子帳簿保存法」も行います。

## 税務研修会(5/13~5/16)オンラインセミナーを開催予定

春の支部総会は、コロナ禍での開催が不可能なので今年度も中止になりますが、5/13 & 5/16、講師に中野税務署・逢坂上席にお願いしまして、「オンラインセミナー」を行います。(詳細は案内参照の事。)尚、「中野法人会経営塾第一弾(令和4年度・税制改正)」につきましては、下記の日程で開催予定ですので、同封の案内でお申し込みください。



- 日時: 令和4年6月3日(金) 16時~17時30分  
令和4年6月6日(月) 16時~17時30分
- 会場: 法人会館2階会議室+WEB
- 講師: 齋藤英一先生(齋藤会計事務所税理士)

※ 何れも先着15名とさせていただきます。  
参加者が多い場合には、会場を中野サンプラザに変更して実施いたします。その際には、参加希望者へ事前連絡させていただきます。

### ◆『公益社団法人 中野法人会・第11回通常総会』『感謝状贈呈式』開催ご案内◆

1. 日時: 令和4年6月2日(木) 午後4時より受付 午後4時30分開会
2. 会場: 中野サンプラザ13F コスモルーム  
第一部『第11回通常総会』(午後4時30分~)  
第二部『感謝状贈呈式』(午後5時25分~)  
※ 第三部『懇親会』は中止!

※ ご欠席の場合、委任状にご記入して頂き投函して下さい。  
宜しくお願い致します。

## 部 会 だ よ り

### 《青年部会 第566回研修会》

#### ◆ 基本に忠実に… !! ◆

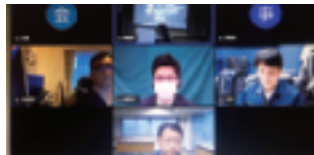
2月4日、法人会館とWEBを活用して、『第566回研修会』が開催されました。講師に、渋谷税務署・山田広報公聴官様をお迎えして『租税教室・講師養成講座』について特に、基本的な事を研修して頂きました。

宮島物産(株) 副部会長 加藤信行

又、前段では、中野税務署・藤田副署長より、“租税教室の一助になれば”との事で、『税制の現状について』講話をして頂きました。  
大変内容の濃い、充実した研修会でした。



～ 参加された皆様 ～



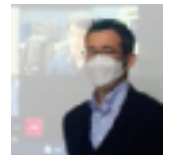
～ WEBで参加された皆様 ～



講師：藤田副署長様



講師：山田公聴官様



渡邊部会長

### 青年会独自で“租税教室”を実施（今年度は中野区内13の小学校で実施）

2月7日(月)（区立白桜小学校6年3クラス）



～ 応援して頂いた皆様 ～



～ ～ ～ 講師：渡邊氏・米持氏・内山氏 ～ ～ ～



“税金の使い道を決める”

### 《青年部会》◆ 東法連青連協令和3年度全体連絡会議 ◆

2月8日、東法連青連協主催の『令和3年度青年部会全体連絡協議会』が開催されました。当初ハイアットリージェンシー東京での開催予定でしたが、オンライン配信に変更して行われ、当会から3名参加。村尾信尚氏が講演されました。



～ 会場の様子(昨年) ～



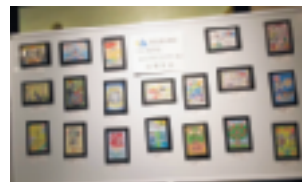
講師：村尾信尚氏



渡邊部会長

### 《女性部会》◆ 東法連女連協令和3年度全体連絡会 ◆

3月9日、東法連女連協主催の『令和3年度女性部会全体連絡協議会』が、京王プラザホテルで開催されました。南国シェフの綿貫淳子氏の講演の後、「令和3年度・税に関する絵はがきコンクール」の選考結果発表が行われました。当会から大島部会長・平澤副部会長が参加しました



～ 入賞作品の展示 ～



参加されたお二人

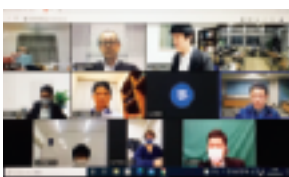


講師：綿貫淳子氏

### 《青年部会・女性部会》◆ 役員会を開催 ◆



3月3日 青年部会・役員会（於：法人会館&WEBで開催）



3月8日 女性部会・役員会（於：中野サンプラザ）



女性部会担当副会長の皆様

# マル経融資をご活用ください！



「無担保」・「無保証人」・「低金利」・「手数料不要」

- ◆融資限度額：2,000万円
- ◆利 率：1.21%（2019年4月1日現在）  
※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。  
※融資利率は金融情勢により変わることがあります。
- ◆返済期間：運転7年以内／設備10年以内

## 【融資要件】

- ・従業員20名以下（商業・サービス業は5人以下）
  - ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している
  - ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている
- ※融資の結果、ご希望に添えない場合がございます。

詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部

TEL：03-3383-3351

※専門家による窓口相談（税務）を実施しております。  
※会員以外の方もご利用いただけます。



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。  
これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で  
会員のみなさまをお守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社  
新宿支社/  
東京都新宿区新宿4-3-25(TOKYU REIT新宿ビル6F)  
TEL 03-3357-5221

**AIG** AIG損害保険株式会社  
東京第二プロチャネル営業部/  
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)  
TEL 03-6894-9110

## 事業復活支援金(事前確認:1/27~5/26)(申請受付:1/31~5/31)

2021年11月から2022年3月のいずれかの月で、売上が2018年11月から2021年3月までの任意の同月と比べ減少した事業者に対して、企業規模に応じて法人に最大250万円、個人事業主に50万円を支給する。更に、30%以上50%未満の場合にも、法人に150万円、個人事業主に30万円を支払う。只今、オンラインで受付中ですが、「事前確認」に関しては、既に一時支援金等を受給した事業者は、提出書類の一部省略も可能ですので、詳細は、右記まで…。

■事業復活支援金事務局ホームページ ホームページ  
<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

■電話相談窓口(申請者専用)  
0120-789-140  
(受付時間 8:30~19:00)

